

# 福井県報

第 259 号  
令和 5 年  
8 月 8 日(火)  
火曜日発行

## 目次

### 告示

- 「こどもアートデビュー体験」輸送委託業務契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(三二八・文化課)……………一
- 生活保護法の規定による指定介護機関の変更(三二九・地域福祉課)……………二
- 特定第二号漁業者の共済契約締結の申込みに係る同意成立の届出(三三〇～三三一・水産課)……………三
- 指定納付受託者の指定(三三三・高校教育課)……………四

### 公告

- 指定管理者の募集(文化課)……………四
- 指定管理者の募集(二件・地域福祉課)……………五
- 指定管理者の募集(こども未来課)……………七
- 指定管理者の募集(保健予防課)……………七
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(こども療育センター)……………八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(県立病院)……………八
- 指定管理者の募集(二件・商業・市場開拓課)……………一
- 指定管理者の募集(国際経済課)……………二
- 指定管理者の募集(公営企業課)……………三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(同)……………四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(工業技術センター)……………一六
- 監査の結果に基づく措置の公表(一五)……………一六
- 公安委員会告示……………一六
- 警備業法第二十三条第一項に基づく検定の実施(九二・生活安全企画課)……………一七
- 労働委員会告示……………一七
- 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲の認定(四)……………一八

## 告示

### 福井県告示第328号

「こどもアートデビュー体験」輸送委託業務において2以上の者が共同企業体を結成して、共同で実施しようとする場合に必要資格を定めたので、福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第146条第1項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年8月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する業務の名称および数量  
「こどもアートデビュー体験」輸送委託業務一式
- 2 入札に参加できる共同企業体に必要な資格に関する事項
  - (1) この委託業務を共同して実施することを目的として、2以上の構成員により結成された共同企業体であること。
  - (2) この入札に関する業務を行う体制等を有すると認められること。
  - (3) 共同企業体の代表者は、福井県内に本社、支社または営業所を有し、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条で第1種または第2種に登録されている者であること。
  - (4) 共同企業体の構成員は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。
    - ア 旅行業法で登録されている者であること。
    - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
    - ウ 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
    - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立ておよび破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
  - オ 次の(ア)から(イ)までのいずれにも該当しない者であること。
  - カ 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
  - キ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ク 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損

- 害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- (ロ) 役員等が、暴力団もしくはは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくはは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- (ハ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 申請手続および審査結果通知
- 入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。
- (1) 提出書類
- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 会社概要
- ウ 業務の実施体制
- エ 共同企業体参加資格者誓約書
- オ 共同企業体協定書
- (2) 提出期限
- 令和5年8月17日(木) 午後5時
- (3) 提出方法
- ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者
- イ 電子入札システムを使用して送信すること。
- イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
- 提出期限内に提出先へ直接持参により提出すること。
- (4) 提出先
- 〒910-8580
- 福井県福井市大手3丁目17-1
- 福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課文化振興グループ
- 電話 0776-20-0582
- (5) 会社概要等に添付する書類の提出方法期限内に提出先へ直接持参、または提出締切日時を必着とした書留郵便その他の配達記録が残る郵便等により提出すること。
- (6) 審査の結果通知
- ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者
- イ 電子入札によりこの入札に参加しようとする者
- 審査の結果は、申請書等を提出した者に対し、電子入札システムを使用して通知する。
- イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
- イ 審査の結果は、入札参加資格確認申請書等を提出した者に対し、書面により通知する。

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和5年8月8日

福井県知事 杉本 達治

指定介護機関 番号	サービスの種類	変更事項	旧	新	名称	変更年月日
1860490059	介護 訪問看護 介護予防訪問看護	住所変更	福井県小浜市大手 町5番10号 芝田ビル2-2	福井県小浜市湊 第9号36番地	ライジング訪問看護ステーション	令和15年7月3日

### 福井県告示第330号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者の同意が要件に適合すると認めためたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年8月8日

福井県知事 杉本 達治

小浜市加入区

1 発起人の住所および氏名

福井県小浜市下竹原2-36

川嶋 和人

福井県小浜市下竹原2-39

村古 政弘

2 区 域

小浜市漁業協同組合の地区の区域

3 区 分

機船底びき網漁業区分

4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準

用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和5年7月3日

### 福井県告示第331号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者の同意が要件に適合すると認めためたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年8月8日

福井県知事 杉本 達治

河野村加入区

1 発起人の住所および氏名

- 福井県南条郡南越前町甲楽城8-251-1  
甲楽城定置網組合  
福井県南条郡南越前町河野15-1  
河今定置網組合
- 2 区 域  
河野村漁業協同組合の地区の区域
- 3 区 分  
大型定置漁業、小型定置漁業区分
- 4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日  
令和5年7月3日

#### 福井県告示第332号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者の同意が要件に適合すると認めためたので、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年8月8日

福井県知事 杉本 達治

小浜市加入区

- 発起人の住所および氏名  
福井県小浜市泊15-9-1  
そとも定置有限会社  
福井県小浜市西小川9-15  
服部 浩治
- 区 域  
小浜市漁業協同組合の地区の区域
- 区 分  
大型定置漁業区分
- 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日  
令和5年7月3日

#### 福井県告示第333号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同法第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり告示す

る。

令和5年8月8日

福井県知事 杉本 達治

- 指定納付受託者の名称および住所  
株式会社ペイジェント  
東京都渋谷区円山町19-1  
指定した日  
令和5年7月28日
- 指定した日  
令和5年7月28日

## 公 告

福井県立音楽堂の設置および管理に関する条例（平成9年福井県条例第4号）第4条第1項の規定に基づき、福井県立音楽堂（以下「音楽堂」という。）の管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和5年8月8日

福井県知事 杉本 達治

- 指定管理者に管理を行わせる施設  
(1) 施設名 福井県立音楽堂  
(2) 所在地 福井県福井市今市町40-1-1
- 指定管理者の業務の範囲  
(1) 音楽堂の施設等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務  
(2) 音楽堂の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務  
(3) 音楽堂の維持管理に関する業務  
(4) 音楽文化に関する情報の提供  
(5) 音楽堂の設置目的にふさわしい事業の企画および実施に関する業務  
(6) 前各号に掲げるもののほか、音楽堂の管理に関し福井県が必要と認める業務
- 指定する期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間
- 申請書類の提出  
(1) 提出期間  
令和5年8月8日（火）から令和5年10月6日（金）（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）までの平日の午前9時から午後5時まで  
(2) 提出場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課

(3) 提出部数

正本1部および副本7部

5 その他

(1) 募集要項等の交付

募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。

ア 交付場所

4(2)と同様とする。

イ 交付期間

4(1)と同様とする。

郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること。

なお、福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課ホームページからもダウンロードすることができる。

(2) 関係資料の閲覧

ア 閲覧場所

4(2)と同様とする。

イ 閲覧期間

4(1)と同様とする。

(3) 申請の費用

申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。

(4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。

(5) 問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課文化振興グループ

電話番号0776-20-0582

福井県立社会福祉施設に関する条例第8条第1項の規定に基づき、福井県社会福祉センターの管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和5年8月8日

福井県知事 杉本 達治

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 施設名

福井県社会福祉センター

(2) 所在地

福井県福井市光陽2丁目

2 指定管理者の業務の範囲

(1) 社会福祉センターの利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務

(2) 社会福祉センターの利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務

(3) 社会福祉センターの維持管理に関する業務

(4) 高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を総合的に供与すること

(5) 障がい者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練および健全な保健休養のための便宜を総合的に供与すること

(6) 母子家庭および父子家庭ならびに寡婦に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導および生業の指導を行う等母子家庭および父子家庭ならびに寡婦の福祉のための便宜を総合的に供与すること

(7) 社会福祉に関する事務に従事する者に対して、知事が定める研修計画に基づき、必要な研修を実施すること

(8) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉センターの管理に関し知事が必要と認める業務

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

4 申請書類の提出

(1) 提出期間

令和5年8月8日(火)から令和5年10月6日(金)(土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日を除く。)までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部地域福祉課

(3) 提出部数

正本1部、副本10部

5 その他

(1) 募集要項等の交付

募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。

ア 交付場所

- 4(2)と同様とする。
- イ 交付期間  
4(1)と同様とする。
- 郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること

。なお、福井県健康福祉部地域福祉課ホームページからもダウンロードすることができる。

- (2) 関係資料の閲覧  
ア 閲覧場所  
4(2)と同様とする。
- イ 閲覧期間  
4(1)と同様とする。
- (3) 申請の費用  
申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。
- (4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。
- (5) 問合せ先  
〒910-8580  
福井市大手3丁目17-1  
福井県健康福祉部地域福祉課地域健康福祉グループ  
電話 0776-20-0326

ふくい健康の森の設置および管理に関する条例(平成6年福井県条例第3号)第4条第1項の規定に基づき、ふくい健康の森(温泉・スポーツ施設)の管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和5年8月8日

福井県知事 杉本 達治

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 施設名  
ふくい健康の森(温泉・スポーツ施設)

- (2) 所在地

福井県福井市真栗町

2 指定管理者の業務の範囲

- (1) ふくい健康の森(温泉・スポーツ施設)の各施設の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務
- (2) ふくい健康の森(温泉・スポーツ施設)の各施設の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務

- (3) ふくい健康の森(温泉・スポーツ施設)の維持管理に関する業務
- (4) ふくい健康の森(温泉・スポーツ施設)の各施設における下記の業務  
ア けんこうスポーツセンター、温水プールおよび健康スポーツ公園  
体力づくりに関する指導および講座の開催  
イ 生きがいの交流センター

- 生きがいのづくりに関する講座の開催
- (5) 前四号に掲げるもののほか、ふくい健康の森(温泉・スポーツ施設)の管理に関し福井県知事が必要と認める業務

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

4 申請書類の提出

- (1) 提出期間

令和5年8月8日(火)から令和5年10月6日(金)(土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日を除く。)までの午前9時から午後5時まで

- (2) 提出場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部地域福祉課

- (3) 提出部数

正本1部および副本10部

5 その他

- (1) 募集要項等の交付  
募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。

- ア 交付場所

4(2)と同様とする。

- イ 交付期間

4(1)と同様とする。

郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること

。なお、福井県健康福祉部地域福祉課ホームページからもダウンロードすることができる。

- (2) 関係資料の閲覧

- ア 閲覧場所

4(2)と同様とする。

- イ 閲覧期間

4(1)と同様とする。

- (3) 申請の費用  
申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。
- (4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。
- (5) 問合せ先  
〒910-8580  
福井県福井市大手3丁目17-1  
福井県健康福祉部地域福祉課地域健康福祉グループ  
電話 0776-20-0326

福井県児童科学館の設置および管理に関する条例（平成11年福井県条例第5号）第4条第1項の規定に基づき、福井県児童科学館の管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和5年8月8日

福井県知事 杉本 達治

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 施設名  
福井県児童科学館

(2) 所在地

福井県坂井市春江町東太郎丸3-1

2 指定管理者の業務の範囲

- (1) 児童科学館の展示エリア等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務
  - (2) 児童科学館の展示エリア等の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務
  - (3) 児童科学館の維持管理に関する業務
  - (4) 児童の遊びの体験および科学に関する知識の修得に必要な指導および助言に関する業務
  - (5) 児童の健全な育成に必要な人材の養成に関する業務
  - (6) 児童の健全な育成に必要な情報の収集および提供に関する業務
  - (7) その他児童科学館の管理に関し知事が必要と認める業務
- 3 指定する期間  
2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間
- 4 申請書類の提出
- (1) 提出期間  
令和5年8月8日（火）から令和5年10月6日（金）（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）までの

午前9時から午後5時まで

- (2) 提出場所  
福井市大手3丁目17-1  
福井県健康福祉部こども未来課
- (3) 提出部数  
正本1部 副本8部
- 5 その他

- (1) 募集要項等の交付  
募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。

ア 交付場所

4(2)と同様とする。

イ 交付期間

4(1)と同様とする。

郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること。

なお、福井県健康福祉部こども未来課ホームページからもダウンロードすることができる。

(2) 関係資料の閲覧

ア 閲覧場所

4(2)と同様とする。

イ 閲覧期間

4(1)と同様とする。

(3) 申請の費用

申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。

- (4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。

(5) 問合せ先

〒910-8580

福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部こども未来課

子育て支援グループ

電話番号0776-20-0341

ふくい健康の森の設置および管理に関する条例（平成6年福井県条例第3号）第4条第1項の規定に基づき、ふくい健康の森（県民健康センター）の管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和5年8月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
  - (1) 施設名 ふくい健康の森（県民健康センター）
  - (2) 所在地 福井県福井市真栗町47-48
- 2 指定管理者の業務の範囲
  - (1) 県民健康センターの施設の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限、その他の利用に関する業務
  - (2) 県民健康センターの施設の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除、その他の利用料金に関する業務
  - (3) 県民健康センターの維持管理に関する業務
  - (4) 県民健康センターにおける下記の業務
    - (ア) 健康の増進および運動障害回復訓練に関する指導、相談および講座の開催
    - (イ) 健康診査
    - (ウ) 健康に関する情報の提供
    - (エ) 健康の森の業務に付随する医療の提供
  - (5) 前四号に掲げるもののほか、県民健康センターの管理に関し福井県知事が必要と認める業務
- 3 指定する期間
 

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間
- 4 申請書類の提出
  - (1) 提出期間 令和5年8月8日（火）から令和5年10月6日（金）（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）までの午前9時から午後5時まで
  - (2) 提出場所 福井市大手3丁目17-1 福井県健康福祉部健康医療局保健予防課
  - (3) 提出部数 正本1部、副本10部
- 5 その他
  - (1) 募集要項等の交付
 

募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。

    - ア 交付場所 4(2)と同様とする。
    - イ 交付期間 4(1)と同様とする。

郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること。なお、福井県健康福祉部健康医療局保健予防課ホームページからもダウンロードすることができる。
  - (2) 関係資料の閲覧
    - ア 閲覧場所 4(2)と同様とする。
    - イ 閲覧期間 4(1)と同様とする。

(3) 申請の費用

申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。

- (4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。
- (5) 問合せ先
 

〒910-8580  
福井市大手3丁目17-1  
福井県健康福祉部健康医療局保健予防課がん対策グループ  
電話番号0776-20-0349

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年8月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量  
県立病院関連四施設 空調用中央監視設備更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県 ことも療育センター  
福井県福井市四ツ井2丁目8-1
- 3 落札者を決定した日  
令和5年7月5日
- 4 落札者の名称および住所  
株式会社竹澤設備  
福井県福井市二の宮5丁目1-14
- 5 落札金額  
81,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和5年5月23日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年8月8日

福井県立病院長 吉川 淳

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称  
重油（JIS規格1種1号）
- (2) 調達物品の調達予定数量  
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期間  
令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 納入場所  
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号  
福井県立病院

## 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者でないこと。
- (4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

## 3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

## 4 入札説明書等の交付等に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先  
〒910-8526  
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号  
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室  
電話 0776-57-2941
- (2) 入札説明書等の交付期間  
令和5年8月8日(火)から令和5年8月21日(月)（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）までの9時から16時まで
- (3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

## 5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等の提出期間  
令和5年8月8日(火)から令和5年8月21日(月)（休日を除く。）9時から16時まで
- (2) 申請書等の提出方法
  - ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者  
電子入札システムを使用して送信する。  
なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者から本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければ

ばならない。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札者によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に、次の提出先に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出（期間内必着）すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2941

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ア)から(ウ)の要領で作成し、持参または郵送すること（郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。）。

(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を、当該調達案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、フレックス番号）を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該調達案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、フレックス番号）を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(ウ) 提出場所

5(2)イの提出先に同じ。

(2) 入札書の提出期間

令和5年9月20日(水) 8時30分から17時まで

令和5年9月21日(木) 8時30分から16時まで（必着）

(3) 開札日時

令和5年9月22日(金) 10時00分

(4) 開札場所

福井県立病院 中会議室1

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は納入場所までの引渡しに要する一切の諸費用を含むものとする。また、入札金額は、調達物品1リットル当たりの単価を記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2941

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときはその旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

1.1 Summary

(1) Name of products to be purchased

Fuel Oil JIS Class 1 No.1

(2) Quantity of the products to be purchased

1,600Kl.

(3) Delivery Period

From October 1, 2023 through March 31, 2024

(4) Delivery Place

2-8-1 Yotsui, Fukui-city, Fukui prefecture Fukui Prefectural Hospital

(5) Date, Time of Bidding

10:00 AM 22nd September 2023

(6) Contact point for the notice

Business management division, Fukui Prefectural Hospital, 2-8-1 Yotsui,

Fukui-city, Fukui-prefecture, 910-8526, Japan.

TEL 0776-57-2941

福井県都市公園条例（昭和48年福井県条例第5号）第16条第1項の規定に基づき、越前陶芸公園の管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和5年8月8日

福井県知事 杉本 達治

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 施設名

越前陶芸公園

(2) 所在地

福井県丹生郡越前町小曾原地係

2 指定管理者の業務の範囲

(1) 越前焼および越前陶芸公園の普及・振興に関する運営業務

(2) 管理施設の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務

(3) 管理施設の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務

(4) 管理施設の維持管理に関する業務

(5) 次に掲げる申請書の收受および県への送達

ア 管理施設における公園施設の設置および管理の許可に関する申請書

イ 管理施設における占用の許可に関する申請書

ウ 上記アおよびイに関連する申請書

(6) 前五号に掲げるもののほか、管理施設の管理に関し知事が必要と認める業務

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

4 申請書類の提出

(1) 提出期間

令和5年8月8日（火）から令和5年10月6日（金）（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(3) 提出部数

正本1部および副本10部

5 その他

(1) 募集要項等の交付

募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。

ア 交付場所

4(2)と同様とする。

イ 交付期間

4(1)と同様とする。

郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること。

なお、福井県産業労働部商業・市場開拓課ホームページからもダウンロードする

ことができる。

(2) 関係資料の閲覧

ア 閲覧場所

4(2)と同様とする。

イ 閲覧期間

4(1)と同様とする。

(3) 申請の費用

申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。

(4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。

(5) 問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県産業労働部商業・市場開拓課伝統工芸室

電話 0776-20-0377

福井県産業振興施設の設置および管理に関する条例第4条第1項の規定に基づき、福井県産業振興施設（サンポート福井）の管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和5年8月8日

福井県知事 杉本 達治

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 施設名 福井県産業振興施設（愛称：サンポート福井）

(2) 所在地 福井県越前市瓜生町5-5-1

2 指定管理者の業務の範囲

(1) 福井県産業振興施設の施設等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務

(2) 福井県産業振興施設の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務

(3) 福井県産業振興施設の維持管理に関する業務

(4) 産業・観光情報の提供に関する業務

(5) その他施設の管理運営に必要な業務

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

4 申請書類の提出

(1) 提出期間

令和5年8月8日（火）から令和5年10月6日（金）（土曜日、日曜日および国

民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）までの

平日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

福井市大手3丁目17-1

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(3) 提出物

ア 書類：正本1部、副本7部

イ 上記アを電子化したもの（CD-ROMまたはDVD）：1枚

5 その他

(1) 募集要項等の交付

募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。

ア 交付場所

4(2)と同様とする。

イ 交付期間

4(1)と同様とする。

郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること。なお、福井県産業労働部商業・市場開拓課ホームページからもダウンロードすることができる。

(2) 関係資料の閲覧

ア 閲覧場所

4(2)と同様とする。

イ 閲覧期間

4(1)と同様とする。

(3) 申請の費用

申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。

(4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。

(5) 問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県産業労働部商業・市場開拓課県産品・ビジネス活性化グループ

電話 0776-20-0619

福井県国際交流会館の設置および管理に関する条例（平成8年福井県条例第3号）第5条第1項の規定に基づき、福井県国際交流会館の管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和5年8月8日

福井県知事 杉本 達治

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 施設名 福井県国際交流会館

(2) 所在地

ア 本館 福井県福井市宝永3丁目1-1

イ 分館 福井県敦賀市神楽町2丁目2-4 アクアトム2階

2 指定管理者の業務の範囲

(1) 福井県国際交流会館の施設等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務

(2) 福井県国際交流会館の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務

(3) 福井県国際交流会館の維持管理に関する業務

(4) 国際交流に関する情報提供および相談業務

(5) 国際理解の促進に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、福井県国際交流会館の管理に関し知事が必要と認める業務

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

4 申請書類の提出

(1) 提出期間 令和5年8月8日(火)から令和5年10月6日(金)(土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日を除く。)までの平日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所 福井県福井市大手3丁目17-1  
福井県産業労働部国際経済課

(3) 提出部数 正本1部および副本8部

5 その他

(1) 募集要項等の交付  
募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。

ア 交付場所 4(2)と同様とする。

イ 交付期間 4(1)と同様とする。

郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること。  
なお、福井県国際経済課ホームページからもダウンロードすることができる。

(2) 関係資料の閲覧

ア 閲覧場所 4(2)と同様とする。

イ 閲覧期間 4(1)と同様とする。

(3) 申請の費用

申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。

(4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。  
(5) 問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県産業労働部国際経済課国際交流・多文化共生グループ

電話 0776-20-0752

テクノポート福井総合公園の設置および管理に関する条例第3条第1項の規定に基づき、テクノポート福井総合公園の管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和5年8月8日

福井県知事 杉本 達治

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 施設名 テクノポート福井総合公園

(2) 所在地 福井県坂井市三国町黒目22-51-1

2 指定管理者の業務の範囲

(1) テクノポート福井総合公園の施設等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務

(2) テクノポート福井総合公園の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務

(3) テクノポート福井総合公園の維持管理に関する業務

(4) テクノポート福井総合公園の利用の促進に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、テクノポート福井総合公園の管理に関し管理者(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条に規定する管理者をいう。)が必要と認める業務

3 指定する期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

4 申請書類の提出

(1) 提出期間 令和5年8月8日(火)から令和5年10月6日(金)(土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日を除く。)までの平日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所 福井市大手3丁目17-1  
福井県産業労働部公営企業課

(3) 提出部数 8部(正本1部、副本7部)

5 その他

## (1) 募集要項等の交付

募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。

ア 交付場所 4(2)と同様とする。

イ 交付期間 4(1)と同様とする。

郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること。

なお、福井県産業労働部公営企業課ホームページからもダウンロードすることができる。

## (2) 関係資料の閲覧

ア 閲覧場所 4(2)と同様とする。

イ 閲覧期間 4(1)と同様とする。

## (3) 申請の費用

申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。

(4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。

## (5) 問合せ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県産業労働部公営企業課土木施設整備グループ

電話番号0776-20-0536

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年8月8日

福井県知事 杉本 達治

## 1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称

A重油（JIS規格重油1種1号）

(2) 調達物品の調達予定数量

350キロリットル

(3) 調達物品の仕様

入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(4) 調達物品の納入に係る期間および日時

令和5年10月1日（日）から令和6年3月31日（日）までの間において別に指

定する日時

(5) 納入場所

福井県坂井市三国町米納津49-100-6

テクノポート福井浄化センター

## 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までには資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 調達物品を安定して納入できることを証明した書類を全て提出した者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 3 電子入札の実施

この入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができないう者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

## 4 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書に必要と認められる書類（以下「資料」と

いう。)を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関して県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和5年8月8日(火)から同年8月21日(月)まで(福井県の休日を含め、平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という)を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に契約担当者(本件入札)に使用される電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

ただし、紙入札の承認を受けるものは、入札説明書の別紙5を資料と共に契約担当者へ持参、もしくは必ず配達記録が残る方法にて郵送(民間事業者含む。)すること。

(3) 提出場所

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部公営企業課

5 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部公営企業課

電話 0776-20-0535

(2) 入札説明書等の交付

福井県物品等入札情報サービスシステムに添付される電子データを参照すること。

6 入札書の提出方法、提出期間および入札日時等

(1) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムを使用して送信する(紙入札によりこの入札に参加しようとする場合を除く。)

(提出期間)

令和5年9月20日(水)午前8時30分から午後5時まで  
令和5年9月21日(木)午前8時30分から午後4時まで

(2) 紙入札により入札書の提出を希望する場合の提出期間等

ア 提出期間

6(1)と同様とする。

イ 提出方法

持参または郵送すること(郵送する場合は簡易書留郵便とする。)

ウ 提出場所

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部公営企業課

(3) 開札の日時および場所

ア 日時

令和5年9月22日(金)午前10時

イ 場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県庁10階1005会議室

7 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は、調達物品1ロット当たりの価格とすること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

## 要

- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
- ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。
- (6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所
- ア 申請者の受付時期  
休日を除き、随時申請を受け付ける。
- イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先  
〒910-8580  
福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県会計局会計課総務第三グループ  
電話 0776-20-0253
- (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。
- 1 0 Summary
- (1) Name of products to be purchased  
Fuel Oil JIS Class 1 No.1
- (2) Quantity of the products to be purchased  
350kl
- (3) Delivery period  
From October 1, 2023 through March 31, 2024
- (4) Delivery place  
Technoport Fukui Water Treatment Center 49-100-6 Yonozu, Mikuni Town, Sakai city, Fukui prefecture
- (5) Date and place for bidding and bidding outcome  
Date: 10:00 a.m. September 22, 2023  
Place: Fukui prefectural government office 1005 conference room (10F), 3-17-1 Ohte, Fukui city, Fukui prefecture
- (6) Contact point for the notice  
Public enterprise division, Department of business, industry and labor, Fukui prefectural government, 3-17-1 Ohte, Fukui city, Fukui prefecture 910-8580 Japan

TEL 0776-20-0535

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年8月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量  
粉末用X線回折装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県工業技術センター  
福井県福井市川合鷲塚町61-10
- 3 落札者を決定した日  
令和5年7月12日
- 4 落札者の名称および所在地  
轟産業株式会社  
福井市毛矢3丁目2-4
- 5 落札金額  
32,802,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和5年5月30日

## 監査委員告示

### 福井県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により措置を講じた事項について、次のとおり公表する。

令和5年8月8日

福井県監査委員 兼井 大

同 山浦 光一郎

同 五十嵐 昌子

同 伊藤 和弘

福井県知事からの措置報告

監査対象機関	嶺南振興局(二州)
監査結果の報告を受けた年月日	令和5年6月27日
監査の結果	《検討事項》 若狭町を通じて若狭町農地水広域協定に交付した多面的機能支払交付金について、同協定を構成する活動組織の一部で不適正経理が行われていたことは誠に遺憾である。 本交付金を所管する農村振興課は、各市町におけるチェック体制の点検を行うとともに、各活動組織の実施状況報告を確認する際は、これまで以上に厳格に審査を行うよう市町を指導するなど、より実効性のある再発防止策を講じられたい。 全ての市町について、ヒアリング調査を実施し、公正な審査が確保される体制となっているか点検を行うとともに、審査を行う担当者が活動組織と密接な関係にある場合には、当該活動組織の審査から除外するなど、内部統制を徹底するよう要請した。 また、実施状況報告を確認する際には、領収書等の証拠書類に不自然な点がないか、これまで以上に入念にチェックするとともに、原則として、抽出により、支払の相手方に対する反面調査を実施するよう要請した。
措置の内容	

## 公安委員会告示

### 福井県公安委員会告示第92号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和5年8月8日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

#### 1 検定の区分、実施日、時間および場所

##### (1) 検定の区分、実施日および時間

###### ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
雑踏警備業務1級	令和5年11月7日(火)	午前9時30分から 午前11時まで
雑踏警備業務2級		午後2時から 午後3時30分まで

#### イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
雑踏警備業務1級	令和5年12月7日(木)	午後1時から 午後5時まで
雑踏警備業務2級		午前8時30分から 正午まで

#### (2) 実施場所

##### ア 学科試験

福井県福井市宝永3丁目8番1号

福井県警察本部葬分庁舎1階第1会議室

##### イ 実技試験

福井県越前市余田町第2号1番地1

福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室

#### 2 定員

各20人

#### 3 受検資格

##### (1) 雑踏警備業務2級

福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員

##### (2) 雑踏警備業務1級

(1)に掲げる者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上である者

イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認めらる者

#### 4 検定試験の方法および内容

学科試験および実技試験により行う。

ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

##### (1) 雑踏警備業務1級

###### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること

(ウ) 雑踏の整理に関すること

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること

###### イ 実技試験

- (7) 雑踏の整理に関する事  
 (1) 雑踏警備業務の管理に関する事  
 (2) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事  
 (3) 雑踏警備業務2級  
 ア 学科試験  
 (7) 警備業務に関する基本的な事項  
 (4) 法令に関する事  
 (5) 雑踏の整理に関する事  
 (6) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事  
 イ 実技試験  
 (7) 雑踏の整理に関する事  
 (4) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事  
 5 申請手続等  
 (1) 受付期間  
 令和5年10月10日(火)から同年10月16日(月)までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後5時までの間(日曜日および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。)  
 (2) 検定申請書の提出先  
 検定を受けようとする者(以下「検定申請者」という。)の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署  
 なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。  
 (3) 提出書類等  
 ア 検定申請書 1通  
 イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの) 2葉  
 ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察署に申請する者については、その者の住所を疎明する書面 1通  
 エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者については、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1通  
 オ 3(2)アに該当する者については、雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後、当該業務に従事した期間が1年以上で

- あることを疎明する書面 各1通  
 カ 3(2)イに該当する者については、当該疎明書面 1通  
 (4) 受検手数料  
 13,000円に相当する手数料を、受付時に受理番号を取得してから納入すること。  
 なお、納付された受検手数料は、返還しない。

#### 6 その他

- (1) 検定受検時の携行品

##### ア 学科試験

- ・ 筆記用具

##### イ 実技試験

- ・ 筆記用具
- ・ 室内用運動靴

- (2) 受検票の交付

受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。

#### 7 検定に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全企画課

電話0776-22-2880(内線3192、3193)または各警察署生活安全課(係)

## 労働委員会告示

### 福井県労働委員会告示第4号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第4号に規定する職員(以下「職員」という。)が結成し、または加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を令和5年7月25日付けで認定したので、次のとおり告示する。

なお、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定(平成21年福井県労働委員会告示第2号)は、廃止する。

令和5年8月8日

福井県労働委員会

会長 井上 毅

福井市企業局の職員が結成し、または加入する福井市公営企業労働組合について、職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者は、次の表に掲げる者とする。

勤務箇所	職名
福井市企業局	部長、次長、課長、調整参事、副課長、専門官、室長、所長 および課長補佐(局内の人事、給与および労働関係を担当するものに限る。)

令和五年八月八日発行  
発行人 千九一〇一八五八〇  
福井県福井市大手三丁目十七番一號  
福井県